一部を改正する規則を公布する。大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

平成二十七年四月二十七日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第八十五号

行規則の一部を攻正する規則大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施

成二十五年大阪府規則第三十四号)の一部を次のように改正する。大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

 製用級

(生活相談員の配置の基準)

継川条 (器)

ひ・の (器)

- 4 前頃の主任生活相談員のうち一人以上は、専 らその職務に従事する常勤の者でなければな らない。ただし、指定特定施設入居者生活介護 (大阪府指定居宅サービス事業者の指定並び に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年 大阪府条例第百十五号) 第二百十八条第一頃に 規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。 以下司じ。) 、 指定地域密着型特定施設入居者 生活介護 (指定地域密着型サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚 生労働省令第三十四号)第百九条第一項に規定 する指定地域密着型特定施設入居者生活介護 をいう。以下同じ。) 又は指定介護予防特定施 設入居者生活介護(大阪府指定介護予防サービ ス事業者の指定並びに指定介護予防サービス 等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防のための効果 **约な支援の方法に関する基準を定める条例 (平** 拔二十四年大阪府条例第百十六号)<u>第二百四条</u> 第一項に規定する指定介護予防特定施設入居 <u>者生活介護</u>をいう。以下同じ。)の事業を行う 養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障 がない場合には、当該養護老人ホームが行う当 該事業に係る他の職務に従事することができ
- きる。 常勤換算方法で、一を減じた数とすることがで一項又は第二項に定める生活相談員の数から、 点に置くべき生活相談員の員数については、第特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホー型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防 問 指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防

(支援員の配置の基準)

める員数は、常勤換算方法で、一般入所者(入第四条 条例第十三条第一項第四号の規則で定

(生活相談員の配置の基準)

無川(株 (格)

ひ・の (魯)

- 4 前項の主任生活相談員のうち一人以上は、専 らその職務に従事する常勤の者でなければな らない。ただし、外部サービス利用型指定特定 施設入居者生活介護 (大阪府指定居宅サービス 事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例 (平成二十四年大阪府条例第百十五号) 第 <u> 二百三十九条に規定する外部サービス利用型</u> <u>指定特定施設入居者生活介護</u>をいう。以下同 じ。) 又は外部ケービス利用型指定介護予防特 定施設入居者生活介護 (大阪府指定介護予防サ −ビス事業者の指定並びに指定介護予防サー ビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法に関する基準を定める条 例 (平成二十四年大阪府条例第百十六号) 第二 百二十七条に規定する外部サービス利用型指 定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以 下同じ。)の事業を行う養護老人ホーム (以 「外部サービス利用型養護老人ホーム」とい <u>う。</u>) であって、入所者の処遇に支障がない場 合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に 係る他の職務に従事することができる。
- 方法で、一を減じた数とすることができる。第二項に定める生活相談員の数から、常勤換算べき生活相談員の目数については、第一項又はら 外部サービス利用型養護老人ホームに置く

(支援員の配置の基準)

める員数は、常勤換算方法で、一般入所者(入第四条 条例第十三条第一項第四号の規則で定

る。が十五又はその端数を増すごとに一以上とすな受けていないものをいう。以下同じ。)の数指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は所者であって、指定特定施設入居者生活介護

ひ・の (器)

(生活相談員の責務等)

第九条 (略)

主任支援員が当該業務を行うものとする。る生活相談員を置いていない場合にあっては、ムであって、条例第十三条第一項第三号に掲げ特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホー型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防り 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着

十五又はその端数を増すごとに一以上とする。受けていないものをいう。以下同じ。)の数が定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を設入居者生活介護又提供を受けるので、外部サービス利用型指所者であって、外部サービス利用型指定特定施

ひ・6 (器)

(生活相談員の責務等)

第九条 (略)

支援員が当該業務を行うものとする。 ービス利用型養護老人ホームにあっては、主任 かわらず、生活相談員が置かれていない外部サ 2 条例第二十三条第一項及び前項の規定にか

宝 宝

この規則は、公布の日から施行する。